

河内長野市と高野山大学との協力に関する連携協定書

河内長野市（以下「甲」という。）と高野山大学（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携・協力のもと、知的・人的・物的資源の交流を促進し、相互の資源や機能等の活用を図ることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 初等および幼児教育・保育・福祉に関する事項
- (2) 地域における高等教育の役割とその研究に関する事項
- (3) 生涯学習に関する事項
- (4) 地域社会の活性化に関する事項
- (5) そのほか甲及び乙が協議して必要と認める事項

2 前項に基づく連携・協力の方法等については、甲と乙で協議するものとする。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は連携・協力事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する窓口を設置し、必要に応じて協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携において、相手方より知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって改廃の申し入れをしないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者が署名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年9月2日

(甲)

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市

市長

島田智明

(乙)

和歌山県伊都郡高野町高野山385
高野山大学

学長

添田隆昭